

第3部

計画の具体的な展開

第3部 計画の具体的な展開

東京の地域包括ケアシステム



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

- 東京都では、保健、医療、福祉、住まい、地域における支え合いに関する取組を連携して進めることにより、地域包括ケアシステムを構築し、「計画の理念」の実現を目指します。
- 高齢者は、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、「地域社会を支える担い手」として社会参加していくことが期待されます。

第1章

介護サービスの基盤整備と 円滑・適正な制度運営

第1節 介護サービス基盤の整備

第2節 介護人材対策の推進

第3節 第5期介護保険財政の見通し

第4節 介護保険制度の適正な運営

第5節 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営支援

第1章 介護サービスの基盤整備と円滑・適正な制度運営

第1節 介護サービス基盤の整備

- 東京都は、介護保険制度の保険者である区市町村が推計した平成26年度までの介護サービス量の見込みを踏まえて、適切なサービス量の確保に努めていきます。
- 医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して在宅生活を送ることができ、また、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、各種介護サービスを充実させます。
- 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設等について、サービスの質の向上を図るとともに、区市町村と連携し、整備が進んでいない地域での設置を促進するなど、地域偏在の緩和・解消と東京都全体の整備水準の向上を図ります。

1 介護サービス量の見込み

- 平成24年度から平成26年度までの見込みの数値は、都内各保険者（区市町村）が、介護保険事業計画策定のために推計した介護給付等対象サービス量又は利用者数の見込みを集計したものです。
- サービス種類ごとの見込量は、過去のサービス利用の実績を基に、今後の利用意向・要介護（要支援）認定者数の見込み・介護予防施策の効果・日常生活圏域ニーズ調査¹の結果等を勘案し、推計しています。

（お断り）

平成22年度実績値は、施設・居住系サービスについては、都内保険者（区市町村）が介護保険事業計画策定のために積算した値、特定福祉用具販売及び住宅改修（いずれも介護予防サービスを含む。）については、東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）」（平成22年4月分から平成23年3月分（平成22年3月支払決定分から平成23年2月支払決定分）までの合計）の値、その他のサービスについては、東京都国民健康保険団体連合会の審査支払データ（区市町村の償還払いは含まない。）に基づく値の集計。

¹ 日常生活圏域ニーズ調査

地域包括ケアシステム推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題、具体的には、①どこに、②どのような支援を必要としている高齢者が、③どの程度生活しているのかを的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの目標整備量の設定等、介護拠点の計画的整備を進めるために国が示した調査手法。平成23年の介護保険法の改正により、区市町村はこの調査を実施するよう努めるとされた。

〔在宅サービス（居住系サービスを除く。）量の見込み〕

- 平成26年度の在宅サービス（居住系サービスを除く。）量は、平成22年度と比較した場合に、訪問介護で約1.20倍、通所介護で約1.36倍、短期入所サービスで約1.27倍へと増加することが見込まれます。また、訪問看護や訪問リハビリテーションといった医療系サービスについても、増加が見込まれます。

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
					平成22年度比
居宅介護支援（人/年）	2,124,881	2,369,215	2,500,870	2,639,752	124.2%
介護予防支援（人/年）	768,801	880,787	937,630	995,509	129.5%
訪問介護（回/年）	22,031,672	24,269,482	25,337,171	26,489,871	120.2%
介護予防訪問介護（人/年）	489,592	545,373	575,321	606,544	123.9%
訪問入浴介護（回/年）	670,527	726,642	762,063	796,197	118.7%
介護予防訪問入浴介護（回/年）	3,281	4,175	4,636	5,175	157.7%
訪問看護（回/年）	1,998,635	2,332,161	2,470,826	2,620,968	131.1%
介護予防訪問看護（回/年）	121,639	158,762	175,754	193,767	159.3%
訪問リハビリテーション（回/年）	611,182	729,397	791,856	864,985	141.5%
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	55,828	67,634	75,492	83,351	149.3%
通所介護（回/年）	8,424,866	9,871,239	10,631,144	11,459,413	136.0%
介護予防通所介護（人/年）	277,972	345,926	377,324	409,690	147.4%
通所リハビリテーション（回/年）	1,674,334	1,898,775	2,020,735	2,140,604	127.8%
介護予防通所リハビリテーション（人/年）	42,534	49,736	54,525	59,175	139.1%
居宅療養管理指導（人/年）	665,319	878,382	947,617	1,021,960	153.6%
介護予防居宅療養管理指導（人/年）	45,787	58,212	62,865	67,655	147.8%
短期入所サービス計（日/年）	2,123,282	2,382,369	2,542,289	2,703,579	127.3%
短期入所生活介護（日/年）	1,797,103	2,027,074	2,167,866	2,309,636	128.5%
短期入所療養介護（日/年）	326,179	355,295	374,423	393,944	120.8%
介護予防短期入所サービス計（日/年）	23,143	26,767	30,334	33,674	145.5%
介護予防短期入所生活介護（日/年）	20,413	24,118	27,120	29,834	146.2%
介護予防短期入所療養介護（日/年）	2,730	2,649	3,213	3,840	140.7%
福祉用具貸与（千円/年）	18,835,181	21,186,503	22,462,809	23,774,513	126.2%
介護予防福祉用具貸与（千円/年）	866,708	1,139,520	1,279,576	1,425,952	164.5%
特定福祉用具販売（千円/年）	1,113,096	1,198,624	1,265,930	1,333,940	119.8%
特定介護予防福祉用具販売（千円/年）	243,740	272,536	297,092	327,870	134.5%
住宅改修（千円/年）	2,269,526	2,591,320	2,755,943	2,928,619	129.0%
住宅改修（介護予防）（千円/年）	1,135,257	1,355,404	1,443,509	1,540,299	135.7%

（注）福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修（いずれも介護予防サービスを含む。）の平成24年度以降の数値は、都内保険者（区市町村）が介護保険事業計画策定のために積算した見込みに基づく費用額に10分の9を乗じた値の集計

〔地域密着型サービス（居住系サービスを除く在宅サービス）量の見込み〕

- 平成26年度の地域密着型サービス（居住系サービスを除く在宅サービス）量は、平成22年度と比較した場合に、小規模多機能型居宅介護で約3.14倍へと大幅に増加することが見込まれるほか、夜間対応型訪問介護は約1.43倍、認知症対応型通所介護は約1.27倍へと増加することが見込まれます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護について、平成22年度から平成26年度までのサービス量見込みの伸びを比較すると、それぞれ約2万1千人分、約1万人分であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が大きく増加する見込みです。

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
					平成22年度比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人/年)	—	5,962	16,019	20,790	—
夜間対応型訪問介護（人/年）	23,961	30,556	32,187	34,379	143.5%
認知症対応型通所介護（回/年）	1,038,974	1,160,706	1,238,729	1,323,756	127.4%
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	2,706	3,387	4,819	5,227	193.2%
小規模多機能型居宅介護（人/年）	12,715	24,117	31,284	39,939	314.1%
介護予防小規模多機能型居宅介護(人/年)	577	1,346	1,866	2,453	425.1%
複合型サービス(人/年)	—	1,823	4,302	6,941	—

（注）定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスは、平成24年度から開始するサービスであるため、平成22年度実績はない。

〔施設・居住系サービス利用者数の見込み〕

- 平成26年度の施設・居住系サービス利用者数は、平成22年度と比較した場合に、介護老人福祉施設で約1.23倍、介護老人保健施設で約1.21倍へと増加することが見込まれます。

単位:人

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度比
施設サービス利用者数	64,556	69,093	72,682	76,258	—
介護老人福祉施設	37,150	40,498	43,061	45,531	122.6%
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(101)	(384)	(563)	(626)	(621.3%)
介護老人保健施設	19,622	21,426	22,497	23,701	120.8%
介護療養型医療施設	7,784	7,169	7,124	7,026	90.3%
居住系サービス利用者数	32,880	40,197	43,979	47,459	—
認知症対応型共同生活介護	5,613	7,825	8,994	9,927	176.9%
(うち介護予防認知症対応型共同生活介護)	(15)	(36)	(39)	(45)	(297.3%)
特定施設入居者生活介護	27,267	32,373	34,985	37,531	137.6%
(うち地域密着型特定施設入居者生活介護)	(116)	(165)	(221)	(228)	(197.1%)
(うち介護予防特定施設入居者生活介護)	(2,971)	(3,389)	(3,619)	(3,872)	(130.3%)
合 計	97,436	109,290	116,661	123,717	—

〔地域密着型サービス（施設・居住系サービス）利用者数の見込み〕〈再掲〉

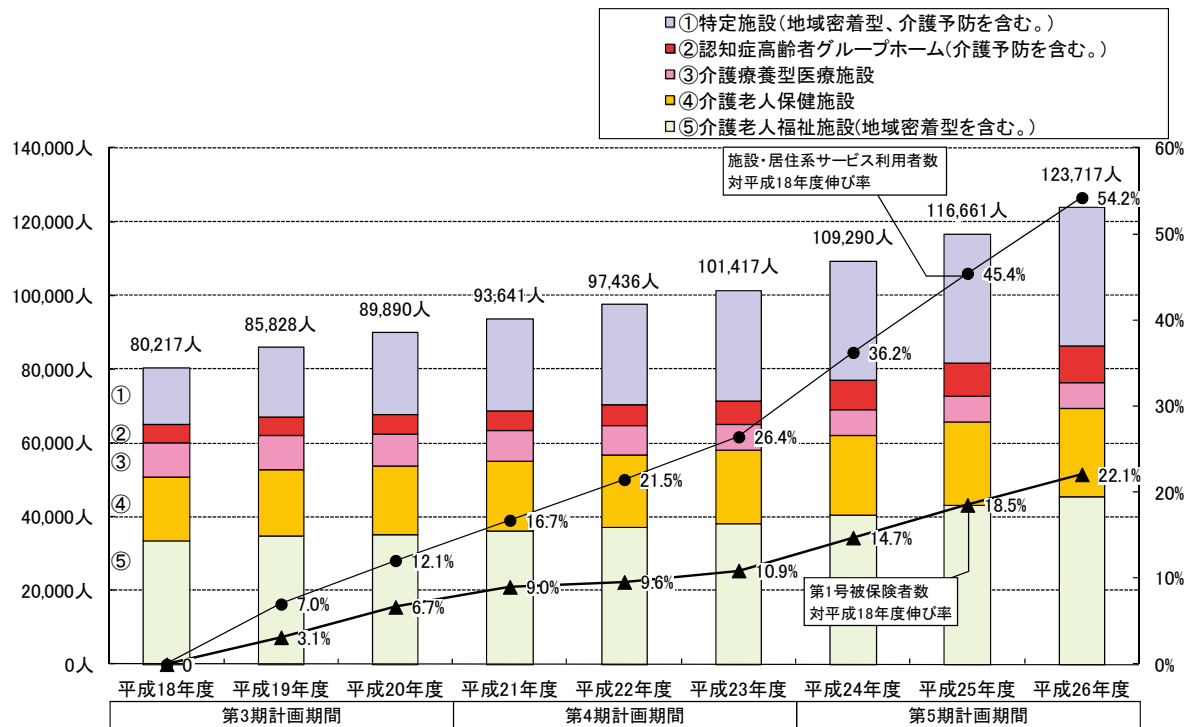
- 平成26年度の地域密着型サービス（施設・居住系サービス）利用者数は、平成22年度と比較した場合に、認知症対応型共同生活介護で約1.77倍へと増加することが見込まれます。

単位:人

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度比
認知症対応型共同生活介護	5,613	7,825	8,994	9,927	176.9%
(うち介護予防認知症対応型共同生活介護)	(15)	(36)	(39)	(45)	(297.3%)
地域密着型特定施設入居者生活介護	116	165	221	228	197.1%
地域密着型介護老人福祉施設	101	384	563	626	621.3%

〔施設・居住系サービス利用者数の実績及び見込み〔平成18年度～平成26年度〕〕

○ 平成26年度と平成18年度とを比較した場合、施設・居住系サービス利用者数は54.2%増加し、第1号被保険者数の22.1%の増加と比べ、大幅に増加する見込みです。



(注) 平成18年度から平成21年度までについては、区市町村の償還払い分は含まない。

資料：利用者数については東京都国民健康保険団体連合会の審査支払データ、第1号被保険者数については東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（年報）」〔平成18年度～平成21年度〕都内保険者（区市町村）が介護保険事業計画策定のために積算した利用者数及び第1号被保険者数の見込みの集計〔平成22年度～平成26年度〕

2 介護基盤の緊急整備

【背景と経緯】

- 介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、平成 21 年 4 月に政府・与党が取りまとめた「経済危機対策」において、「成長戦略－未来への投資」の一環として、「介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大」が盛り込まれました。
- 東京都は、「未来への投資」として、第 5 期計画期間以降の将来において必要となる施設等を先取りして平成 23 年度までに整備するため、国から交付金を受け、東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「臨時特例基金」という。）を造成しました。
- 東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金の実施期限は、当初、平成 23 年度末までとされていましたが、第 5 期計画期間中の介護基盤の整備のための支援策として、実施期限が平成 24 年度末まで 1 年延長されることとなりました。

【地域密着型サービス】

- 臨時特例基金を活用することにより、区市町村に対する地域密着型サービスの施設整備費補助の拡充を行うこととされました。東京都では、臨時特例基金の造成に当たっては、国において目標としている「全国ベースで平成 23 年度までに、約 16 万人分（第 4 期計画約 12 万人分に 1 年分を上乗せしたもの）の介護施設・地域介護拠点の整備」を踏まえ、認知症高齢者グループホームについて、第 4 期計画の整備目標に 1,000 人分上乗せして 7,200 人分、小規模多機能型居宅介護事業所について、第 4 期計画の整備目標に 51 か所分上乗せして 228 か所分を整備する目標を設定しました。
- 平成 23 年度末までに、認知症高齢者グループホームは 7,049 人分が整備される予定ですが、小規模多機能型居宅介護事業所は事業者の参入が進まず、109 か所が整備される見込みです。

【広域型施設】

- 東京都の広域型施設については、都心部と多摩地区との介護施設等の地域偏在を解消するため、これまでも整備率の低い地域の整備費の補助単価を加算し、整備促進を行ってきました。第 4 期計画期間（平成 21 年度～平成 23 年度）には、臨時特例基金を活用し、施設開設準備経費の助成及び定期借地権の一時金に対する助成を行い、施設整備を促進しました。

3 在宅サービスの充実

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

- 平成12年度に介護保険制度が始まって以降、都内では訪問介護サービスの利用が拡大し、平成12年4月に908か所だった事業所数は、平成18年4月には3,143か所（介護予防サービスを除く。）と3倍を超えました。その後は減少に転じ、平成21年4月の事業所数は2,660か所まで落ち込みましたが、再び増加し、平成23年4月現在では、2,791か所となっています（第2部第1章第7節39ページ参照）。
- 一方、訪問介護事業所の70.9%が「訪問介護員（ホームヘルパー）が不足している」と答えるなど²、人材の確保・定着が課題となっています。24時間体制で訪問介護を実施している事業所等からは、特に、早朝、夜間、休日において、訪問介護員（ホームヘルパー）不足により、サービス提供が困難になっているとの現状が指摘されています。
- また、在宅においても、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、訪問介護員（ホームヘルパー）が、業務上必要な医療的知識を踏まえた適切なサービスを提供することが求められています。

【施策の方向】

- 訪問介護員等養成研修や介護職員基礎研修を行う事業者の指定などを通じて、介護職員の育成に努めます。
- 訪問介護員（ホームヘルパー）などに、業務上必要な医療的知識に関する研修を実施し、適切なサービス提供を促進します。

【主な施策】

・訪問介護員等養成研修及び介護職員基礎研修事業者の指定〔福祉保健局〕

介護サービスを担う人材を養成するため、訪問介護員等養成研修や介護職員基礎研修を行う事業者を指定するとともに、開催日程や受講料を広く周知することにより、介護業務に興味のある人に、専門知識を修得する機会を提供します。

・介護職員スキルアップ研修事業〔福祉保健局〕

訪問介護員（ホームヘルパー）や施設の介護職員を対象に、業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施することにより、適切な介護サービスの提供を促進します。

² 財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」（平成22年度）

(2) 通所・短期入所系サービス

【現状と課題】

- 通所介護（デイサービス）や通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）は、一定程度、都内に普及していますが、東京都の在宅サービスの利用者におけるサービス種類別の利用割合はいずれのサービスについても全国平均を下回っています（第2部第1章第7節33ページ及び34ページ参照）。
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護については予約制であることが多く、急な利用希望に対応できない等の課題があります。
- その一方で、高齢者単身世帯を含む高齢者のみ世帯の増加、仕事を持つ家族介護者の増加などを背景に、身近で比較的簡便に利用可能な指定通所介護事業所等が自主事業として実施する宿泊サービスの利用が急速に拡大してきました。この事業は、サービスの基準や届出の仕組みがなく、事業の実態把握、法令等に基づく指導が難しい状況です。また、長期利用など高齢者の自立支援につながらない等の場合には、宿泊サービス利用者の介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適正に実施されているか確認する必要があります。

【施策の方向】

- 短期入所生活介護については、引き続き特別養護老人ホームへの併設に加え、それ以外の施設への併設や単独型の整備を促進します。
- 介護保険外の自主事業として宿泊サービスを提供する指定通所介護事業所等の増加に対し、国において宿泊サービスが制度化されるまでの間、利用者の安全を確保し、適正なサービスが提供されるよう、平成23年5月から宿泊サービスについて人員、設備及び運営に関する東京都独自の基準を示すとともに、宿泊サービスを実施する事業所に対し、東京都が独自に届出を義務付けました。
- なお、届け出られた事業所の情報については、届出内容の確認・指導を行った上で、順次ホームページに掲載していきます。
- 今後、区市町村等と連携し、届出指導や宿泊サービスの運営について指導を行うとともに、利用者の自立支援及び福祉の向上のため介護支援専門員に対するケアマネジメント支援を行います。

【主な施策】**・ ショートステイ整備費補助〔福祉保健局〕**

特別養護老人ホーム以外の施設に併設するショートステイや単独型ショートステイへの整備費補助を実施し、在宅サービスの充実を図ります。

・ ケアマネジメント支援研修〔福祉保健局〕

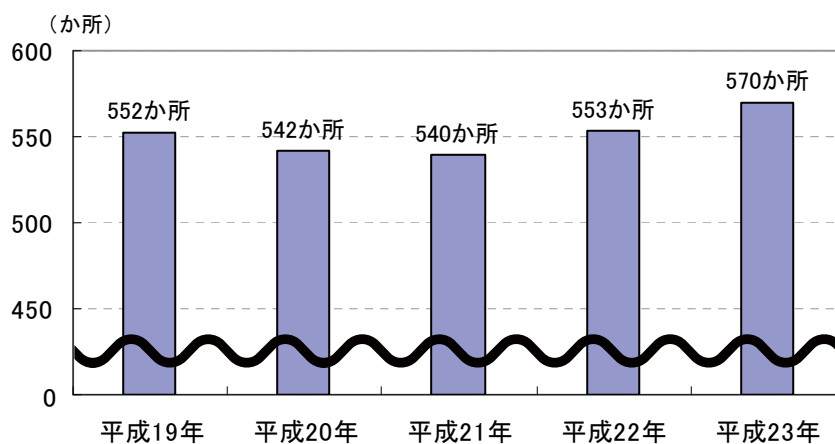
保険者である区市町村等に対し、東京都第2期介護給付適正化計画の重点項目の一つである自立支援に向けたケアマネジメントの適切化のための研修を実施します。

（３）医療系サービス

【現状と課題】

- 医療的ケアが必要な要介護高齢者は増加しています。このため、医療と介護の連携を強化して、利用者の在宅における療養生活を支援していく仕組みづくりが重要になります。
- 訪問看護は、在宅で療養する高齢者の在宅生活を支援する役割を担っています。介護保険制度の施行後、都内の訪問看護ステーション数は増加しました。近年は550か所程度で推移し、平成23年4月時点では、570か所となっています。

＜訪問看護ステーション数の推移＞



（注）各年4月1日現在の指定数

資料：東京都福祉保健局「居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定について」

- 訪問看護事業所の職員からの意見として、訪問看護サービスの需給状況に関して、ニーズは増加傾向にあるが、供給が追いつかず、対応しきれっていないこと、医療ニーズの見過ごしや訪問看護の利用控えによって潜在化しているニーズがあり、そのニーズを含めると供給不足の更なる深刻化が見込まれること、また、事業所数の拡大に関して、設立時の金銭的支援など新規参入を促進するための支援策が必要であることが挙げられています³。

【施策の方向】

- 今後、高齢化とともに在宅の要介護（要支援）高齢者が増えていくことから、在宅医療、訪問看護、訪問リハビリテーションの連携を強化し、24時間対応の在宅療養の支援体制を強化していきます。

³ 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

- 医療依存度の高い在宅の高齢者に適切に対応できる医療人材の確保に向けた支援を行っていきます。
- 在宅療養支援を推進するため、訪問看護のサービス拠点を増やし、主治医や介護支援専門員、訪問介護や小規模多機能型居宅介護といった他の介護サービスを実施する事業所とのネットワーク形成などを促進していきます。

【主な施策】

・訪問看護ステーション設置促進事業〔福祉保健局〕

在宅療養生活の支援を行う訪問看護のサービス拠点を増やすため、新規の訪問看護ステーションの設置及び実施地域の拡大と移動の利便性を図ることができるサテライト（主たる事業所と一体的なサービスを提供できる出張所）の設置に対し、開設時の家賃等の経費及びネットワーク構築費の補助を行います。

・訪問看護ステーション整備補助事業〔福祉保健局〕

在宅復帰施設である介護老人保健施設に訪問看護ステーションを併設することで、介護老人保健施設入所者の施設退所後の継続的なケアの充実を図るため、新規設置の訪問看護ステーション整備に対し、補助を行います。

・訪問看護ステーション人材確保支援事業【新規】〔福祉保健局〕

訪問看護の経験のない看護師や、看護師免許を有しているが就労していない潜在的有資格者を訪問看護師として育成し、訪問看護ステーション等の人材確保・定着を図るため、「訪問看護人材育成マニュアル（仮称）」の作成に向けた委員会を設置し、検討を行います。

4 施設サービスの充実

(1) 特別養護老人ホームの整備

【現状と課題】

- 特別養護老人ホームの入所申込みをしている人は約 4 万 3 千人いますが、入所の必要性については、介護の必要の程度、介護者の有無、他施設への入所の状況など、その申込者の置かれている環境によって異なります。なお、在宅で要介護 4 又は 5 の申込者は約 8 千人います⁴（第 2 部第 1 章第 6 節 27 ページ参照）。
- また、都内には高齢者単身世帯を含む高齢者のみの世帯が多く、常時介護を必要とし、在宅生活が困難な高齢者の生活の場として、特別養護老人ホームを身近な地域に整備することが必要です。
- 地価が高く、土地の確保が困難な区部は高齢者人口に対する特別養護老人ホームの整備率が 1.07%と、全国平均の 1.38%を大きく下回っています。一方、島しょを除く市町村部は 2.15%と全国平均を大幅に上回り、東京都の中でも地域による施設の偏在が課題です。
- 国は、平成 14 年度に「生活の場」である特別養護老人ホームの 4 人部屋主体の居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、平成 26 年度までにユニット化率 70%以上を目標としていますが、東京都のユニット化率は 17.0%（平成 22 年度）にとどまっているため、東京都の施設整備はユニット型での整備を基本としています。また、国は、平成 23 年 10 月に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改正し、平成 24 年 4 月から、特別養護老人ホームの居室定員を原則として 1 人とする事としました。
- しかし、ユニット型は従来型と比べ居住費が高いことから、特別養護老人ホームの整備を進めるに当たっては、低所得者の利用者負担能力への配慮が望まれます。
- 開設後 10 年以上経過している施設が、平成 23 年 4 月 1 日現在 313 か所あり、耐震性や居住性の観点から、改修・改築等の対応を視野に入れる必要があります。
- 平成 23 年に成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、平成 24 年 4 月から、これまで国の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」で定められていた事項について、都道府県等の条例で定めることとされました。東京都では、大都市の実情に応じて、廊下幅、居室定員などについて独自の基準を設けることとしています。

⁴ 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ。平成 22 年 10 月 1 日時点の人数。

＜特別養護老人ホームの整備率＞

区分		整備率	備考
全国		1.38%	平成22年10月1日現在
東京都	区部	1.07%	平成23年3月31日現在
	市町村部(島しょを除く。)	2.15%	平成23年3月31日現在

(注) 整備率＝竣工定員数／65歳以上高齢者人口

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（平成22年）及び総務省「国勢調査」（平成22年）に基づき東京都福祉保健局高齢社会対策部作成〔全国〕

東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ〔東京都〕

＜東京都における介護保険施設⁵のユニット化率＞

	目標値	実績値	
	平成26年度	平成21年度	平成22年度
介護保険施設ユニット化率	50%以上	10.0%	11.5%
うち介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ユニット化率	70%以上	14.8%	17.0%

(注) 各年年度末における竣工ベースの数値

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

【施策の方向】

- 特別養護老人ホームは地域での生活が困難な要介護高齢者の生活の場であり、多様な介護サービス基盤の一つとして、東京都は、区市町村が地域の介護ニーズを踏まえて算定した入所者数見込みの合計値に基づき、平成26年度末の必要入所定員総数、約4万6千人分の確保に努めます。
- 特別養護老人ホームの整備費補助について、入所を希望する高齢者が住み慣れた地域で施設へ入所できるよう、整備が進んでいない地域に設置する場合に増額するなどにより、東京都全体の整備率の向上を図ります。
- 施設等の用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地を確保しやすくし、特別養護老人ホームの整備促進を図ります。
- 東京の実情を踏まえて条例で定める特別養護老人ホームの基準に基づき、整備を促進していきます。
- 特別養護老人ホームを創設する場合、ユニット型での整備を基本とし、施設整備

⁵ 介護保険施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設

費補助の対象とします。ただし、高齢者の多様なニーズに対応するため、平成26年度までは、将来のユニット化改修が容易な設計であること、グループケアを実施することなど、一定の条件のもと、多床室での整備についても定員の3割を上限に補助の対象とします。

- 特別養護老人ホームの用地確保策として公有地活用を更に推進するとともに、特別養護老人ホームの建物も賃貸借で運営できるような規制緩和等を国に提案要求していきます。
- 本体の特別養護老人ホームと密接な連携を確保しつつ、建物賃貸により運営が可能な小規模サテライト型施設⁶の設置を働きかけていきます。

【主な施策】

・ 特別養護老人ホームの整備〔福祉保健局〕

社会福祉法人及び区市町村が行う特別養護老人ホームの整備を支援し、計画的な整備の促進を図ります。

・ 大規模改修費補助〔福祉保健局〕

老朽化した特別養護老人ホームの改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修を進めるため、経費の一部を補助します。

・ 定期借地権利用による整備促進特別対策事業〔福祉保健局〕

特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行います。

・ 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業〔福祉保健局〕

都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

区市町村が学校跡地等、区市町村の公有地を貸し付けて特別養護老人ホーム、介

⁶ 小規模サテライト型施設

本体施設である特別養護老人ホームの設備や人員を活用しつつ、別の場所で運営される小規模な施設

護老人保健施設又は介護専用型特定施設入居者生活介護⁷の指定を受けるケアハウスの整備事業を実施する際、その施設整備費に区市町村単独補助を行う場合に、区市町村の整備費補助事業に対して補助を行います。

・施設開設準備経費助成特別対策事業〔福祉保健局〕

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等が開設時から安定した、質の高いサービスを提供できるよう、開設準備に必要な訓練期間中の職員雇上経費、地域に対する説明会開催経費などを補助します。

・社会福祉施設等耐震化の推進〔福祉保健局〕

都内の民間福祉施設等の耐震化を促進していくため、耐震化に係る経費の一部を補助します。

・社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業〔福祉保健局〕

社会福祉施設等の耐震化を促進していくため、耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談・提案、アドバイザーの派遣などを行います。

⁷ 特定施設入居者生活介護（本節 95 ページ参照）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム及び養護老人ホームを特定施設という。サービス付き高齢者向け住宅[※]のうち、有料老人ホームに該当するものは、特定施設に該当する。

一定の人員配置等を行うことにより都道府県知事から（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設が、要介護（要支援）認定を受けた入居者に介護を提供した場合に、介護保険の給付対象となる。

特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設は、原則として要介護者のみ入居可能な「介護専用型特定施設」と、要介護者ではない人も入居可能な「混合型特定施設」に区分される。

※ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、都道府県知事の登録を受けた、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等が提供される住宅をいう。平成 23 年の同法の改正により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度と特定施設入居者生活介護の指定を受けることができた適合高齢者専用賃貸住宅とが廃止となり、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設された。

〔介護保険施設（介護療養型医療施設を除く。）の必要入所定員総数の考え方〕

- 東京都全体の必要入所定員総数は、区市町村の平成 24 年度から平成 26 年度までの入所者数見込みの合計値に基づき設定しています（介護療養病床からの転換に伴う入所者数の増加分は含まない。）。
- また、老人福祉圏域ごとの必要入所定員総数は、各圏域を構成する区市町村の各年度の入所者数見込みに基づき、今後の整備（指定）見込数、既存の施設の配置状況などを考慮して、広域的観点から地域偏在を緩和する方向で、調整して設定しています。

<介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の必要入所定員総数〔圏域別〕>

単位：人

老人福祉 圏域別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	必要入所定員総数		必要入所定員総数		必要入所定員総数		必要入所定員総数	
	(第1号被保険者比)	地域密着型 サービス分	(第1号被保険者比)	地域密着型 サービス分	(第1号被保険者比)	地域密着型 サービス分	(第1号被保険者比)	地域密着型 サービス分
区中央部	2,182 (1.52%)	82	2,133 (1.40%) (97.75%)	53	2,196 (1.39%) (100.64%)	63	2,241 (1.38%) (102.70%)	78
区南部	2,228 (1.04%)	0	2,276 (1.03%) (102.15%)	0	2,334 (1.02%) (104.76%)	0	2,435 (1.04%) (109.29%)	0
区西南部	2,752 (1.14%)	0	2,723 (1.07%) (98.95%)	0	2,826 (1.08%) (102.69%)	0	3,152 (1.18%) (114.53%)	25
区西部	2,717 (1.21%)	58	2,556 (1.09%) (94.07%)	29	2,792 (1.17%) (102.76%)	29	2,951 (1.21%) (108.61%)	29
区西北部	4,438 (1.17%)	56	4,471 (1.14%) (100.74%)	0	4,965 (1.23%) (111.87%)	24	5,500 (1.33%) (123.93%)	24
区東北部	3,788 (1.30%)	0	3,923 (1.32%) (103.56%)	20	4,645 (1.52%) (122.62%)	49	5,215 (1.66%) (137.67%)	49
区東部	3,135 (1.16%)	108	2,972 (1.07%) (94.80%)	25	3,340 (1.16%) (106.54%)	76	3,507 (1.18%) (111.87%)	78
区部計(A)	21,240 (1.20%)	304	21,054 (1.15%) (99.12%)	127	23,098 (1.23%) (108.75%)	241	25,001 (1.29%) (117.71%)	283
西多摩	6,452 (7.29%)	0	6,565 (7.46%) (101.75%)	29	6,565 (7.17%) (101.75%)	29	6,565 (6.92%) (101.75%)	29
南多摩	4,553 (1.46%)	48	5,139 (1.68%) (112.87%)	78	5,207 (1.63%) (114.36%)	78	5,469 (1.64%) (120.12%)	78
北多摩西部	2,264 (1.70%)	83	2,200 (1.63%) (97.17%)	85	2,438 (1.74%) (107.70%)	115	2,509 (1.73%) (110.84%)	116
北多摩南部	2,373 (1.26%)	29	2,339 (1.19%) (98.55%)	40	2,532 (1.25%) (106.70%)	71	2,743 (1.31%) (115.59%)	71
北多摩北部	2,874 (1.82%)	49	2,870 (1.76%) (99.86%)	25	2,874 (1.69%) (100.00%)	29	2,894 (1.64%) (100.70%)	49
多摩計(B)	18,516 (2.11%)	209	19,113 (2.15%) (103.22%)	257	19,616 (2.12%) (105.94%)	322	20,180 (2.10%) (108.99%)	343
島しょ	328 (3.73%)	0	330 (3.89%) (100.61%)	0	332 (3.83%) (101.22%)	0	335 (3.77%) (102.13%)	0
島しょ計(C)	328 (3.73%)	0	330 (3.89%) (100.61%)	0	332 (3.83%) (101.22%)	0	335 (3.77%) (102.13%)	0
合計 (D=A+B+C)	40,084 (1.51%)	513	40,497 (1.49%) (101.03%)	384	43,046 (1.53%) (107.39%)	563	45,516 (1.57%) (113.55%)	626

(注1) 平成23年度は、東京都高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）における必要入所定員総数

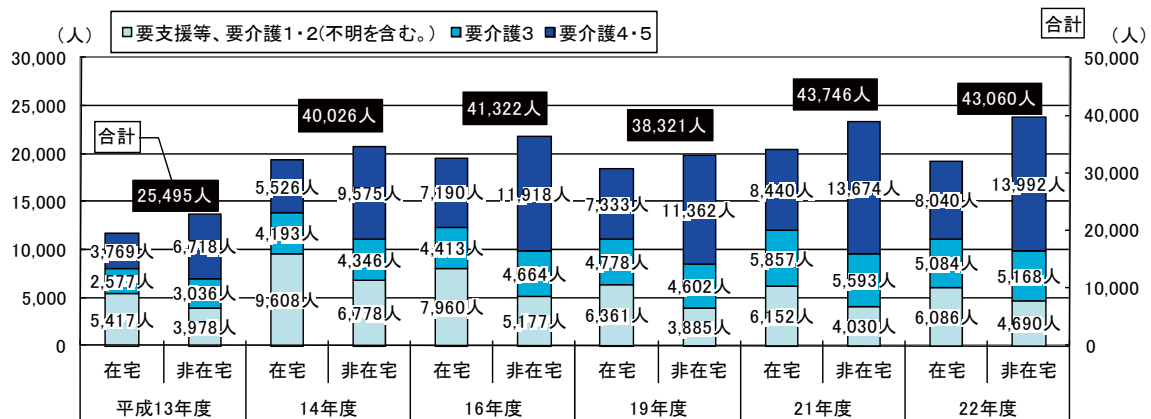
(注2) 広域的観点から地域偏在を緩和するために調整しており、老人福祉圏域ごとの必要入所定員総数は平成23年度を下回る場合がある。

特別養護老人ホームへの入所申込者数

〔東京都の入所申込者数の推移〕

- 東京都は、平成13年度から特別養護老人ホームへの入所申込者数を調べています。都内の特別養護老人ホームへの入所申込者数は、平成14年度以降4万人前後で推移しています。そのうち、在宅で要介護4又は5の人数は、平成13年度から増加傾向にありましたが、平成22年度には微減し、8,040人となっています。

＜東京都の特別養護老人ホームへの入所申込者数の推移＞

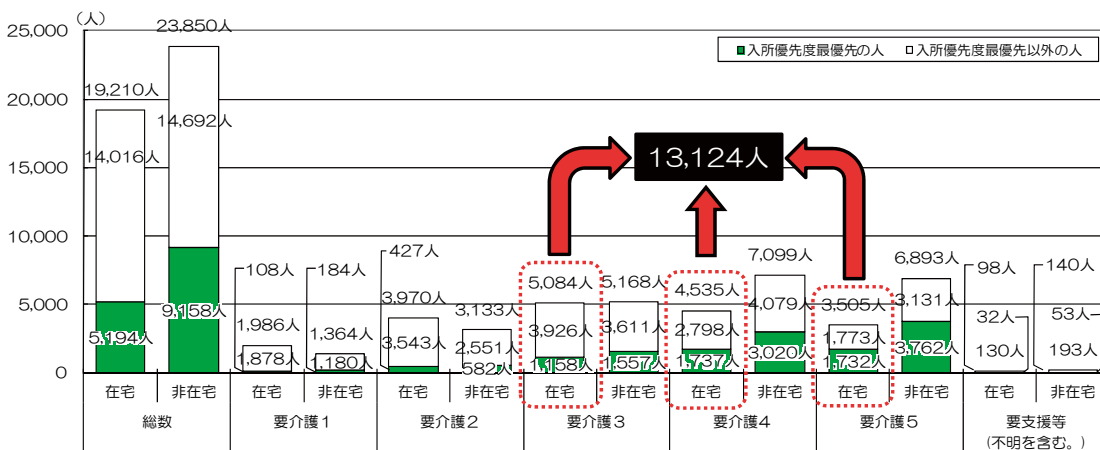


資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

〔特別養護老人ホームへの入所申込者の状況〕

- 平成22年度における入所申込者の状況を見ると、在宅で要介護4又は5の人が8,040人（約19%）で、そのうち、区市町村又は施設が入所優先度最優先と判断する人は3,469人（約8%）です。
- また、在宅で要介護3以上の人は13,124人（約30%）で、そのうち、区市町村又は施設が入所優先度最優先と判断する人は4,627人（約11%）です。

＜平成22年度の入所優先度最優先の人の状況＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

〔入所申込の実態に関する調査研究（平成22年度老人保健健康増進等事業）〕

- 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構は、平成22年度に老人保健健康増進等事業として、いわゆる「特養待機者問題」の実態を分析した「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」を行いました*。
- 調査結果から見た入所申込者の状況は、要介護4又は5が全体の44.9%、在宅が35.9%、在宅の要介護4又は5が12.5%です。
- また、施設長等が、ベッドの空き状況や待機状況に関係なく「優先して入所させるべき」と考える人が入所申込者全体に占める割合は10.8%、入所を待てる期間から判断される入所の必要性・適切性について、「現在の生活は困難であり、すぐにでも入所が必要」と判断された人は11.3%です。

<入所申込の実態に関する調査研究>

①居所、要介護度別の入所申込者数

	要介護1～3	要介護4・5	不明・無回答	計
全体	53.2% (4,251人)	44.9% (3,592人)	1.9% (155人)	100.0% (7,998人)
うち在宅	22.9% (1,829人)	12.5% (1,001人)	0.5% (40人)	35.9% (2,870人)
うち在宅以外(注)	30.3% (2,422人)	32.4% (2,591人)	1.4% (115人)	64.1% (5,128人)

(注) 居所不明なものを含む。

②「優先して入所させるべき」と考える人の人数

施設数	1施設当たり入所申込者	1施設当たり優先して入所させるべき人	入所申込者に占める割合
480件	220.0人	23.9人	10.8%

③入所の必要性

	人数	割合
現在の生活は困難であり、すぐにでも入所が必要	907人	11.3%
入所の必要はあるが、最大1年程度現在の生活継続可能	2,252人	28.2%
1年以上、現在の生活継続可能	2,760人	34.5%
特別養護老人ホームでの生活は難しい	342人	4.3%
現状不明のため、判断できない	1,493人	18.7%
無回答	244人	3.1%
合計	7,998人	100.0%

資料：財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」報告書（平成23年3月）に基づき東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

〔考察〕

- 東京都の平成22年度の状況では、在宅で要介護4又は5の人のうち、入所優先度最優先と判断された人は約8%です。また、「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」では、優先して入所させるべき・入所の必要性が高い人はいずれも約11%です。このように、入所申込者の要介護度や居住場所の状況等の状態像は様々であり、特別養護老人ホームへの入所の必要性や緊急性は異なります。たとえ要介護状態になったときでも、できる限り自宅で生活を続けることを希望する高齢者のニーズに応えていくためには、在宅サービスの基盤を重点的に整備することが必要です。特別養護老人ホームは、真に入所が必要な人が申し込み、適切な期間で入所できるよう対応していくことが重要です。

* 調査種類(回収数)：施設調査(592件、39.5%)、入所申込者調査(570件、38.0%)、待機状況調査(254件、16.9%)
 調査対象：全国の特別養護老人ホームから無作為抽出した1,500施設
 調査基準日：平成23年2月1日

（２）介護老人保健施設の整備

【現状と課題】

- 急性期の治療後、在宅生活への復帰を目指す要介護高齢者に対し、施設サービス計画に基づき看護、介護、医療、日常生活上の世話をを行う施設として、介護老人保健施設を身近な地域に整備することが必要です。
- 地価が高く、土地の確保が困難な区部は高齢者人口に対する介護老人保健施設の整備率が0.67%と、全国平均の1.05%を大きく下回る一方、島しょを除く市町村部で0.86%と、高齢者人口に対する施設の整備率に著しい地域偏在があります。
- 東京都の介護老人保健施設の整備率は、全国的に見ても低く、量的に不足しています。平成29年度末に介護療養型医療施設が廃止されるため、その転換先の一つである「介護療養型老人保健施設⁸」への転換支援も含め、必要な施設整備に努める必要があります。

＜介護老人保健施設の整備率＞

区分		整備率	備考
全国		1.05%	平成22年10月1日現在
東京都	区部	0.67%	平成23年3月31日現在
	市町村部（島しょを除く。）	0.86%	平成23年3月31日現在

（注）整備率＝竣工定員数／65歳以上高齢者人口

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（平成22年）及び総務省「国勢調査」（平成22年）に基づき東京都福祉保健局高齢社会対策部作成〔全国〕
東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ〔東京都〕

【施策の方向】

- 介護老人保健施設は在宅生活への復帰を支援する施設であり、多様な介護サービス基盤の一つとして、東京都は、区市町村が地域の介護ニーズを踏まえて算定した入所者数見込みの合計値に基づき、平成26年度末の必要入所定員総数、約2万4千人分の確保に努めます。
- 介護老人保健施設の整備費補助について、要介護高齢者が住み慣れた地域で施設を利用できるよう、整備が進んでいない地域に設置する場合に増額するなどにより、東京都全体の整備率の向上を図ります。
- 施設等の用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地を確保しやすくし、介護老人保健施設の整備促進を図ります。

⁸ 介護療養型老人保健施設

療養病床から転換した、夜間の看護体制や看取りの対応体制を整えた介護老人保健施設。既存の介護老人保健施設の基準では対応できない医療ニーズについて機能を付加し、それを介護報酬上評価する。

- 平成29年度末には介護療養型医療施設が廃止されることから、その受け皿となることも含め、要介護高齢者の在宅復帰を支援する短期・中期利用を中心としつつ、看取りまでを含めた療養の場としても対応できる施設として、地域偏在の解消を図りながら介護老人保健施設の整備を進めていきます。

【主な施策】

・ 介護老人保健施設の整備〔福祉保健局〕

医療法人等が行う介護老人保健施設の整備を支援し、整備の促進を図ります。療養病床からの転換についても補助対象とします。

・ 定期借地権利用による整備促進特別対策事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行います。

・ 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〈再掲〉〔福祉保健局〕

区市町村が学校跡地等、区市町村の公有地を貸し付けて特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスの整備事業を実施する際、その施設整備費に区市町村単独補助を行う場合に、区市町村の整備費補助事業に対して補助を行います。

・ 施設開設準備経費助成特別対策事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等が開設時から安定した、質の高いサービスを提供できるよう、開設準備に必要となる訓練期間中の職員雇上経費、地域に対する説明会開催経費などを補助します。

<介護老人保健施設の必要入所定員総数〔圏域別〕>

単位:人

老人福祉 圏域別	平成23年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比)	平成24年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	平成25年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	平成26年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)
区中央部	1,257 (0.87%)	1,067 (0.70%) (84.88%)	1,121 (0.71%) (89.18%)	1,182 (0.73%) (94.03%)
区南部	1,431 (0.67%)	1,390 (0.63%) (97.13%)	1,461 (0.64%) (102.10%)	1,563 (0.67%) (109.22%)
区西南部	1,803 (0.75%)	1,548 (0.61%) (85.86%)	1,591 (0.61%) (88.24%)	1,671 (0.62%) (92.68%)
区西部	1,541 (0.68%)	1,331 (0.57%) (86.37%)	1,380 (0.58%) (89.55%)	1,455 (0.60%) (94.42%)
区西北部	3,067 (0.81%)	2,864 (0.73%) (93.38%)	3,040 (0.75%) (99.12%)	3,357 (0.81%) (109.46%)
区東北部	2,926 (1.00%)	2,560 (0.86%) (87.49%)	2,961 (0.97%) (101.20%)	3,141 (1.00%) (107.35%)
区東部	2,416 (0.89%)	2,384 (0.86%) (98.68%)	2,443 (0.85%) (101.12%)	2,503 (0.84%) (103.60%)
区部計(A)	14,441 (0.82%)	13,144 (0.72%) (91.02%)	13,997 (0.74%) (96.93%)	14,872 (0.77%) (102.98%)
西多摩	968 (1.09%)	1,165 (1.32%) (120.35%)	1,165 (1.27%) (120.35%)	1,165 (1.23%) (120.35%)
南多摩	2,476 (0.80%)	2,501 (0.82%) (101.01%)	2,577 (0.81%) (104.08%)	2,821 (0.85%) (113.93%)
北多摩西部	1,349 (1.01%)	1,488 (1.11%) (110.30%)	1,488 (1.06%) (110.30%)	1,488 (1.03%) (110.30%)
北多摩南部	1,649 (0.87%)	1,493 (0.76%) (90.54%)	1,584 (0.78%) (96.06%)	1,613 (0.77%) (97.82%)
北多摩北部	1,198 (0.76%)	1,606 (0.99%) (134.06%)	1,647 (0.97%) (137.48%)	1,698 (0.96%) (141.74%)
多摩計(B)	7,640 (0.87%)	8,253 (0.93%) (108.02%)	8,461 (0.92%) (110.75%)	8,785 (0.92%) (114.99%)
島しょ	32 (0.36%)	26 (0.31%) (81.25%)	30 (0.35%) (93.75%)	35 (0.39%) (109.38%)
島しょ計(C)	32 (0.36%)	26 (0.31%) (81.25%)	30 (0.35%) (93.75%)	35 (0.39%) (109.38%)
合計 (D=A+B+C)	22,113 (0.83%)	21,423 (0.79%) (96.88%)	22,488 (0.80%) (101.70%)	23,692 (0.82%) (107.14%)

(注1) 必要入所定員総数の考え方については、特別養護老人ホームと同じ(本節84ページ参照)。

(注2) 平成23年度は、東京都高齢者保健福祉計画(平成21年度～平成23年度)における必要入所定員総数

(注3) 広域的観点から地域偏在を緩和するために調整しており、老人福祉圏域ごとの必要入所定員総数は平成23年度を下回る場合がある。

（３）療養病床の転換支援

【現状と課題】

- 現在、療養病床には、介護保険が適用される介護療養病床と、医療保険が適用される医療療養病床がありますが、介護療養病床（介護療養型医療施設等）については、平成 29 年度末に廃止し⁹、医療療養病床も含めた再編成を行うこととされています。
- 療養病床の再編成に当たっては、いわゆる「社会的入院¹⁰」の解消により介護保険及び医療保険の将来にわたる健全かつ安定的な運営を確保するのみならず、医療の必要な要介護高齢者が安心して療養生活を継続できるようにすることが必要です。
- 国は、療養病床の転換の受け皿として介護療養型老人保健施設を創設しましたが、療養病床転換を伴わない場合や既存の介護老人保健施設からの転換を認めないなど施設要件を限定しています。
- 今後急速な増加が予想される医療ニーズの高い要介護高齢者に適切にサービスを提供していくためにも、東京都として介護老人保健施設、医療療養病床等への転換を支援していく必要があります。
- 介護療養型医療施設の転換意向について見ると、半数以上が未定であり、そのうち約半数が、地域で療養病床が必要とされているため転換が困難であることを理由として挙げています¹¹。

【施策の方向】

- 介護療養型医療施設等から他施設等への転換については、国の交付金に加え、東京都独自の整備費補助で事業者の負担軽減を図り、円滑な転換を支援します。
- 医療療養病床は、在宅で療養生活を送る高齢者のセーフティネットとして重要であることから、東京都独自の整備費補助、経営面からの転換支援などを通じて必要数を確保していきます。

⁹ 介護療養病床は、平成 23 年度末に廃止される予定だったが、平成 23 年 6 月の健康保険法等の一部を改正する法律の改正により、廃止の期限が平成 29 年度末に延長された。

なお、平成 24 年度以降、介護療養病床の新設は認めないこととされている。

¹⁰ 社会的入院

医療の必要性が低いにもかかわらず、自宅に介護者がいないなどの理由により、入院を継続している状態

¹¹ 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ。介護療養型医療施設の廃止が平成 23 年度末と予定されていた平成 22 年 4 月末日現在の状況について確認したもの。

<療養病床からの転換に係る補助制度について〔平成20年度から〕>

療養病床が介護老人保健施設等に転換する場合にその整備費を補助します。

対象施設 (転換先)	補助基準額 ^{※1} (創設・改築・改修)	
	東京都	国交付金
介護老人 保健施設	創設：1床当たり 4,300 千円 (×促進係数 ^{※2}) 改築：1床当たり 5,160 千円 (×促進係数 ^{※2}) 改修：1床当たり 2,150 千円	【介護療養病床（介護療養型医療施設等）からの転換の場合】 創設：転換1床当たり 1,300 千円 改築：転換1床当たり 1,600 千円 改修：転換1床当たり 650 千円
		【医療療養病床からの転換の場合】 創設：転換1床当たり 1,000 千円 改築：転換1床当たり 1,200 千円 改修：転換1床当たり 500 千円

※1 補助基準額：平成23年度の額

※2 促進係数：区市町村ごとの整備率（高齢者人口に対する竣工定員数）に応じて1.0倍から1.5倍までの係数を乗じる。

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

<医療療養病床の整備に係る補助制度について〔平成20年度から〕>

医療療養病床の整備を行う場合にその整備費を補助します。

対象施設 ^{※1}	補助基準額 (新設・改築・改修)
	東京都
病院 有床診療所	新設：1床当たり 5,300 千円 (×補助率 ^{※2})
	改築：1床当たり 6,360 千円 (×補助率 ^{※2})
	改修：1床当たり 2,650 千円 (×補助率 ^{※2})

※1 対象施設：一般病床から療養病床への転換、療養病床の新規開設に係る整備を支援することが目的であることから、介護療養病床から医療療養病床への転換については対象とならない。

※2 補助率：新設・改築・改修のいずれも平成20・21年度は2分の1、平成22・23年度は4分の3

資料：東京都福祉保健局医療政策部作成

〔介護療養型医療施設の必要入所定員総数の考え方〕

- 介護療養型医療施設は、平成 29 年度末に廃止されることから、東京都全体の必要入所定員総数の設定に当たっては、平成 23 年度末の病床数を基に、平成 24 年度から平成 26 年度までの区市町村の入所者数見込みの減少を考慮して設定しています。
- なお、平成 24 年度以降は、新たな整備が認められないことから、広域的観点からの調整は行いません。

<介護療養型医療施設の必要入所定員総数〔圏域別〕>

単位:人

老人福祉 圏域別	平成23年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比)	平成24年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	平成25年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)	平成26年度 必要入所定員総数 (第1号被保険者比) (平成23年度比)
区中央部	74 (0.05%)	75 (0.05%) (101.35%)	72 (0.05%) (97.30%)	69 (0.04%) (93.24%)
区南部	418 (0.20%)	474 (0.21%) (113.40%)	471 (0.21%) (112.68%)	467 (0.20%) (111.72%)
区西南部	331 (0.14%)	387 (0.15%) (116.92%)	375 (0.14%) (113.29%)	365 (0.14%) (110.27%)
区西部	248 (0.11%)	303 (0.13%) (122.18%)	301 (0.13%) (121.37%)	291 (0.12%) (117.34%)
区西北部	1,233 (0.32%)	952 (0.24%) (77.21%)	952 (0.24%) (77.21%)	952 (0.23%) (77.21%)
区東北部	141 (0.05%)	458 (0.15%) (324.82%)	458 (0.15%) (324.82%)	458 (0.15%) (324.82%)
区東部	180 (0.07%)	175 (0.06%) (97.22%)	171 (0.06%) (95.00%)	167 (0.06%) (92.78%)
区部計(A)	2,625 (0.15%)	2,824 (0.15%) (107.58%)	2,800 (0.15%) (106.67%)	2,769 (0.14%) (105.49%)
西多摩	1,109 (1.25%)	1,035 (1.18%) (93.33%)	1,035 (1.13%) (93.33%)	1,035 (1.09%) (93.33%)
南多摩	1,360 (0.44%)	1,323 (0.43%) (97.28%)	1,323 (0.41%) (97.28%)	1,323 (0.40%) (97.28%)
北多摩西部	80 (0.06%)	68 (0.05%) (85.00%)	67 (0.05%) (83.75%)	64 (0.04%) (80.00%)
北多摩南部	449 (0.24%)	357 (0.18%) (79.51%)	357 (0.18%) (79.51%)	357 (0.17%) (79.51%)
北多摩北部	602 (0.38%)	530 (0.33%) (88.04%)	523 (0.31%) (86.88%)	517 (0.29%) (85.88%)
多摩計(B)	3,600 (0.41%)	3,313 (0.37%) (92.03%)	3,305 (0.36%) (91.81%)	3,296 (0.34%) (91.56%)
島しょ	0 (0.00%)	0 (0.00%) (0.00%)	0 (0.00%) (0.00%)	0 (0.00%) (0.00%)
島しょ計(C)	0 (0.00%)	0 (0.00%) (0.00%)	0 (0.00%) (0.00%)	0 (0.00%) (0.00%)
合計 (D=A+B+C)	6,225 (0.23%)	6,137 (0.23%) (98.59%)	6,105 (0.22%) (98.07%)	6,065 (0.21%) (97.43%)

(注) 平成23年度は、東京都高齢者保健福祉計画(平成21年度～平成23年度)における必要入所定員総数